

第 38 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 21 日（金） 14 : 15～16:25
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

1 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議

- (1) 統計体系の根幹となる「基幹統計の整備」
- (2) グローバル化の進展に対応した統計の整備

2 その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから第38回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は縣委員、安部委員、川本委員が欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事及び配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 議事次第と配布資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、議事でございますけれども、次第には書いておりませんが、先ほどの統計委員会におきまして、サービス統計・企業統計部会長、廣松部会長から御提出、御報告のござい

ました部会長メモにつきまして、これは基本計画部会にかかわるお話でございますので、委員の皆様から御意見を頂戴したいということが、急遽議事として上がりました。

それから、予定されております議事といたしましては、平成24年の統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議ということで、大きく2つでございます。「統計体系の根幹となる『基幹統計の整備』」、そして「グローバル化の進展に対応した統計の整備」でございます。

基幹統計の整備に関しましての資料は2つございます。資料1-1、資料1-2でございます。

グローバル化に関連した資料につきましては、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4と4つございます。

そのほかに参考として、参考1から参考5までお手元にお配りしております。

過不足等ないかどうか御確認いただければと思います。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、今、御案内ございましたように、本委員会の経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更についてということで、資料2に付随しまして、資料2の参考資料2が部会長メモとして配布されました。これについて御審議いただきたいと思いますが、要はこの中で先ほどありました「総売上高」についての取り扱い。今後これを検討していくということで、2ページにございますように、次期基本計画の策定に向けた審議を開始するとしておりますが、その中で基本計画部会の第1ワーキンググループで議論することになっていきますが云々というようなことで進めさせていただきたい、あるいは進めていただきたいというふうにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 補足をよろしいでしょうか。

もちろん、総売上高の把握というのは一つ大きな論点だったのですが、もう一つここで申し上げたかったことは、現在の経済センサスに関しては、活動調査、基礎調査を含めて、平成18年4月に各府省統計主管部局長等会議で了承されたものに基づいているわけですが、その枠組み自体に関しても、平成18年のものであり、実際に活動調査も行われ、平成26年になると2回目の基礎調査も行われることとなります。その意味で、経済センサスの枠組みそのものに関しても議論をしておくべきではないかと考えます。どこまで守備範囲を広げるかは、当然具体的な議論の中で決めるべきことだろうとは思いますが、一応ここでメモの形で書きましたのは、その意味も含めた形の提案ということでございます。

○樋口部会長 今のような趣旨に沿って、では、第1ワーキンググループでこの点も議論していただきたいということですが、何となく押しつけるようではすけれども、よろしいでしょうか。

○深尾部会長代理 先ほど西郷委員もおっしゃったとおり、もちろん経済センサスの基礎調査、活動調査のフォローアップというか、どう実行されてそれを今後どう改善していくべきかというのは、恐らく統計委員会も含めて、それから、特に第1ワーキンググループ

にとって最も重要な責務の一つだと考えていますので、ぜひ検討させていただきたいと考えています。先ほど西郷委員からもおっしゃったように、経済センサス、例えば基礎調査の位置づけ、事業所母集団データベースとの関係等についても考えたいと思います。

一点確認なのですが、事業所母集団データベース全体も、第1ワーキンググループの課題でしたか。第3も関係されていることはないですか。

○廣松委員 先ほど紹介のあった資料を見ますと、ビジネスレジスターそのものは、この基本計画部会で扱うという役割分担になっているようです。

○深尾部会長代理 ありがとうございます。そうすると、第1ワーキンググループとこの基本計画部会と合同で考えていくということですね。

○廣松委員 そうですね。

○深尾部会長代理 わかりました。

○樋口部会長 順番としては第1で考えていただいて、ここで問題提起をしていただき、また議論するということで。

そうしましたら、まず1の項目はそのようにさせていただきたいと思います。

2番目の「統計調査の成果の調査協力者への還元について」という項目で、これも重要なテーマだと思います。負担をお願いする以上は、それに対してまた還元のあり方といったものも重要になってくるかと思えます。これにつきましては御提案のように、基本計画部会の第3ワーキンググループに検討課題として取り上げていただきたいと思いますと考えておりますが、これもよろしいでしょうか。これは廣松委員の方です。

○廣松委員 はい。補足をいたしますと、自分で宿題を自分に出しているようなものなのですが、これは特に二次的利用の問題にも直結するものでもありますので、第3ワーキンググループで議論をしたいと思えます。

○樋口委員 そうですね。二次的利用の利用者の範囲をどうするかというのも重要な問題だと思いますので、よろしく御検討をお願いします。

それでは、その2点、お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 では、基本計画部会の決定事項といたします。

それでは、先般の部会で御了承いただきました審議の進め方が配布されております。参考1及び参考2でございます。

また、先週の14日までに、委員の皆様から次期基本計画にかかわる御意見を頂戴いたしました。提出されました御意見をまとめたのが、参考3となっております。

これらの御意見につきまして、今後の部会、ワーキングなどの審議の際にも参考として考慮していただきますよう、各ワーキングの座長にはお願いしたいと思います。

各ワーキングも既に活動を開始しておりますことを踏まえつつ、私と事務局で相談し、当部会の日程に審議テーマを割り振って、想定されるスケジュールを作ってみました。大変だということがよくわかりますが、それが参考4のとおりでございます。皆さんの今後

のスケジュールにも参考にしていただければと思います。

なお、この参考4にかかわらず、この部会もワーキングも、審議状況に応じて柔軟に運営していきたいと考えておりますので、あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

また、向こう5年間の基本計画に影響のある審議です。参考1にも考え方を示しておりますが、関係府省や地方公共団体等のオブザーバーの皆様もせっかくおいでいただいておりますので、この部会の施行状況報告審議では積極的な御発言をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。もう既に1件御議論、結論をいただきましたが、2番目の審議事項は「統計体系の根幹となる『基幹統計の整備』」です。この項目に関する関係府省の取り組み状況を、事務局から簡単に説明してもらいます。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、説明させていただきます。

具体的な説明に入らせていただく前に、一点、先ほどのビジネスレジスターに関連してなのですが、先ほど部会長から御紹介のありました参考4にありますように、基本計画部会におけるビジネスレジスターは、次回、6月27日の単独開催の際に予定しております。それから、第1ワーキングの産業関連統計タスクフォースは7月12日に予定されておりますので、まず、基本計画部会で総論的なところを御議論いただいた後、関連する事項を含めて各論的な部分を第1ワーキングで御審議いただければと思います。

また、基本計画部会に上げるようなことがあればまた基本計画部会の方で御議論いただくというような、先ほどの部会長の話はそういうことかなと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○樋口部会長 ちょっといいですか。1回で結論が出ますか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 ですからキャッチボールになるかなというところなのですが。そういうふうに考えています。

○樋口部会長 頭出しだけは次回ということですか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そういうことです。まず、基本的なところは皆さんの共通認識にさせていただいた方が、その後また議論する際もよいかと思います。

○樋口部会長 そうですね。お願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、資料1-1。少々大きな表になって恐縮ですが、横長の表で、まず第1点目の「『基幹統計』の整備部分」に関する施行状況報告の概要を説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、裏面1ページ目に、まず本文から記載がございます。

本文は「基幹統計の指定に関する基本的考え方」「基幹統計の整備に関する方向性」「国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性」という3つの部分から成っています。

また、別紙の方ですが、別紙の記述は大きく3つに分かれております。

当時、この基本計画が審議され、また閣議決定されたのが新統計法、現在の統計法の全面施行の直前ということもありまして、その1つのカテゴリーが「指定統計から基幹統計

に移行する統計の整備」という項目です。

2 ページ目になりますが「新たに基幹統計として整備する統計」。

そして、3 ページ目の上の3 番目ぐらいになりますが「将来の基幹統計化について検討する統計」という3 つに分けて記述があります。

では、少しお戻りいただいて、1 ページからですが、最初のNo1にありますように、ここは統計の統合に向けて検討するという課題で、製造業の生産動態に関する統計が掲げられておりますが、右を御覧いただいたらわかりますように、平成26年1月調査分からの統計の作成、提供ということで、この平成24年度の報告時点では、今計画期間中に実施できるだろうということで「実施予定」という区分になっております。

おめくりいただきまして、2、3、4と残りの部分がありますが、2の「民間給与」等の部分につきましては、昨年度既に「実施済」は妥当との評価をいただいております。

「船員労働統計」については既に「実施済」ではあるのですが、次年度以降の審議対象ということで、これにつきましては、今回第2ワーキンググループで確認をしていただく予定になっております。

No4の「埋蔵鉱量統計」については、先般御審議いただきました結果を踏まえまして、3月29日に指定の解除の告示もなされているところです。

No5以下の「新たに基幹統計として整備する統計」ですが、これは、この計画を作ったときに、基幹統計にすることが適当と判断したものが5個ございます。No5の現在推計人口の部分につきましては、住民基本台帳法の改正という制度的な事情がありまして、次期計画に継続するという「実施可能」になっておりますが、その他につきましては「産業連関表」「生命表」とそれぞれ「実施済」であり、No8の「社会保障給付費」も先般御審議いただき、指定の告示もなされているところです。また、「鉱工業指数」も同様に終わっているということで、この部分については残された課題もありますが、ほぼ達成済みとなっております。

No10以降の「将来の」というところは、すぐということではないのですが、基幹統計化を目指して検討を進めようという部分ですが、9事項あるうち「実施済」は、5ページの一番下にあります「法人建物調査」。これにつきましては、先般御審議いただきました法人土地・建物基本調査として統合ということで答申いただいておりますが、それが「実施済」になっているほか、見ていただいたらわかりますように「実施可能」「実施予定」が中心となっております。一部「実施済」というところもありますが、主体は「実施可能」となっております。

ただ、ここで御留意いただきたいのは、3ページのNo12にありますように「貿易統計」の部分につきましては「実施困難」という自己評価になっております。また、その下のNo13の「食料品生産実態調査等」につきましては、対象になっている調査のうち2つの調査が既に廃止されているという状況の変化も生じているところです。

事務局からの説明は以上です。

○樋口部会長 それでは、各府省からただいまの説明に補足することがありましたら、順にお願いしたいと考えております。いかがでしょう。まず、統計局。

○曾田総務省統計局統計調査部長 今、事務局から御説明いただいたとおりで、「現在人口推計」は、御存じのように自然増減と社会増減がございまして、自然増減は人口動態からとれるわけですが、社会増減は住民基本台帳の数字を使っている。社会増減の方が、外国人が入ってくることがあります関係で、その状況を見てということで延長させていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○樋口部会長 恐縮ですが、ページとあわせて言っていただくとこちらもフォローしやすいです。

○曾田総務省統計局統計調査部長 資料1-1、2ページのNo5でございます。

○樋口部会長 「現在推計人口」。わかりました。以上で統計局はよろしいですか。

○曾田総務省統計局統計調査部長 結構です。

○樋口部会長 ほかにどうでしょう。それでは、順次お尋ねしたいと思います。財務省。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省でございます。

該当するページは3ページ目のNo12「貿易統計」でございますが、こちらにつきましては、先ほど事務局から御説明いただいたとおりでございます。省内でルールの審議をさせていただきましたが、「実施困難」という自己評価をさせていただいたところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○樋口部会長 これはまた後で御議論を。

それでは、農林水産省。

○坂井農林水産省統計部長 先ほど御説明をいただいたとおりでございますが、3つの調査のうち現在も実施している「油糧生産実績調査」につきましては、1（2）の対応状況を踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○樋口部会長 経済産業省。

○喜多見経済産業省大臣官房審議官 経済産業省は4ページです。今後、基幹統計化を検討する項目が3つありますけれども、ここに記載のとおり、3つとも引き続き課題を検討してまいるということであります。

私からは以上でございます。

○樋口部会長 国土交通省。

○石澤国土交通省総合政策局情報政策課長 国土交通省は、5ページでございます。「将来の基幹統計化について検討する統計」として、先ほど御紹介ありましたとおり「法人土地・建物基本調査」につきましては、既に実施させていただいたところでございますけれども、その上の「宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査」の基幹統計化の検討につきましては、両統計につきましてこれまで調査対象の範囲の拡大を行うなど、改善充実を

図ってきているところでございます。

昨年度も有識者による観光統計に関する検討会におきまして、推計方法の改善策でありますとか、オンライン調査の導入方策等の運用上の改善についての検討をいろいろ行っておりまして、両統計につきましては引き続き検討が必要な課題がいろいろある状況にあり、現時点で基幹統計化の検討を進める状況ではございませんけれども、まずは両調査の利活用状況を踏まえた、さらなる改善充実に取り組んでいくといったことが必要であると考えております。

以上でございます。

○樋口部会長 ほかの省はもう既に解決していると聞いております。厚生労働省を初め皆さん御参加いただいておりますが、ほかは解決しているということですので、以上で補足説明は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見をいただく前に、審議を効率的に進めるため、あらかじめ事務局と相談しまして、テーマごとの論点をお手持ちの資料1-2のフォーマットに整理してみました。

まず、事務局にフォーマットに沿って、施行状況報告の概要及び評価のたたき台を説明してもらいます。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料1-2でございますが、これは今、御紹介ありましたように、今後の基本計画部会における審議を効率的に行うということで、整理させていただいているものです。

フォーマットは、まず一番左上のところに「審議テーマ（関係WG）」ということで、この項目でしたら「基幹統計を中心とした公的統計の体系的な整備」というテーマ名を掲げて、関連するワーキンググループも明示しております。

また、現行基本計画の該当項目の概要ということで、内容につきましては、先ほど施行状況とあわせて御報告させていただきましたので割愛させていただきますが、その概要を本文、また、別表にどういうことが記載されているかということを簡潔に記載しております。

その下の欄、24年度施行状況報告の概要という部分は、先ほどの事務局からの説明、それから関係府省からの補足説明にもございましたように、今般の報告全体の状況をかいつまんで説明しているところです。

続きまして、次の審議課題になります施行状況報告の仮評価、評価のたたき台という部分を説明させていただきます。

先ほど御説明させていただきましたように「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」という部分、また「新たに基幹統計として整備する統計」という部分につきましては、残された課題は「新たに基幹統計として整備する統計」という部分で、次期計画で引き続きやっていただく部分はあるかもしれませんが、おおむね現行計画の計画目標に沿った内容の取り組みが進められているのではないかと考えております。

3つ目にあります「将来の基幹統計化について検討する統計」については「実施済」は一部というところではございますが、残された多くの課題につきましても、それぞれの担当府省におきまして「実施予定」または「実施可能」との自己評価が大半となっておりますので、大きな変更要因もないことから、引き続き次期計画においても、その対応を注視することになるのではないかと提案をさせていただいております。

ただ「実施困難」とされている事項でありますとか廃止された部分については、何らかの整理をしないと次期計画における整理の中でも検討が進まないという部分がありますので、そのあたりの整理を行っていただければというのが仮評価のたたき台でございます。

以上です。

○樋口部会長 いかがでしょうか。御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思えます。

ちょっと時間をとった方がいいと思います。現行計画の推進状況についての評価のところです。資料1-2の「仮評価（案）」についていかがでしょうか。

どうぞ。

○白波瀬委員 基本的なことなのですけれども「廃止された調査の取り扱いについて」という項目なのですが、時系列的には、最初は審議の対象になったけれども、一連の流れの中で廃止するという結果至ったということでしょうか。つまり、廃止された調査の取り扱いをこの時点でどういうふうに議論することが求められているのか不明です。少し混乱していますので、ご説明をお願いしますでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 この部分は、実は今の計画を検討、また閣議決定した段階では実際に調査を実施していた。その後この計画期間中で、先ほど関係府省からの補足的な説明もありましたけれども、他の情報で代替できるということで、この統計調査自体が廃止されてしまったということで、先般の部会で御審議いただいたような取り扱いの基本的な考え方でいけば、次の計画からは削除してしまうのか、それとも違う道を考えるのかというようなところを整理していかないといけないという趣旨での評価案になっております。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 委員のおっしゃるとおり、論理的に言えば廃止されているのもうどうしようもないわけです。そうなのですが、実は今、澤村が申し上げたことは、要するに、計画の中で何かほかに残しておかなければいけなかったエッセンスはなかったかというチェックは要るだろうことで視点があるわけです。

例えば、調査内容は行政データで把握できているからもういいねということで、今、我々は情報を事務的には認識しています。しかし、計画を作った段階で、もっとほかのことについて、これに期待があったかどうかというチェックは要ると思うのです。そこで、一応書かせていただいています。でも普通に考えれば、これは当然終わっている話でございます。

○樋口部会長 終わっていますし、この委員会でそういう結論を、諮問に対してそういう

答申をしたということですから、各省に対する評価というよりも、その結論が妥当であったかどうかという我々自身の評価になるかと思えます。

○深尾部会長代理 別の点ですがよろしいですか。

○樋口部会長 どうぞ。

○深尾部会長代理 資料1-1の12番の「貿易統計」の基幹統計化が「実施困難」という件なのですけれども、これについてよろしいでしょうか。

第1ワーキンググループでこれに関連した問題を考えないといけなくて、一つは企業データと貿易統計のマイクロデータを接合することで、グローバル化の現状を把握するという問題が基本計画の中にあって、もう一つは2008SNAとの関係で、輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報、委託加工などを貿易統計に反映させるということが要請されています。

基幹統計化については、私もどこまで必要かは疑問に思うところもあるのですが、恐らく先ほどお話しした2つの問題は非常に重要で、グローバル化を理解する上でも、企業の情報とマッチングして表を新しく作っていくという考え方。それから、SNAとの対応で、委託加工についての貿易統計にそれを反映させるというのは非常に重要だと思いますので、できればこれと関連させてこの問題は考えていただければと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 よろしいでしょうか。今、深尾部会長代理から御指摘いただいたところにつきましては、次のグローバル化の対応の中に入っておりまして、これにつきましては後ほど詳しく御説明させていただきますが、昨年度の審議結果も踏まえ、財務省の方では前向きに実施に取り組んでいるという状況ですので、その点は後ほど評価させていただこうと思っているのですが、ここの部分では後ほど御審議いただきたいポイントにもありますけれども、貿易統計にかかわらず、広く業務統計を基幹統計にする際の考え方を含めて御審議いただきたいと考えておりますので、切り離して審議いただければと思います。

以上です。

○深尾部会長代理 わかりました。

○樋口部会長 今日、この後御議論いただくということでよろしいですか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 ちょっと付言させていただきます。

資料1-1、2ページの5の「現在推計人口」について、先ほど総務省から実施可能ではあるけれども、恐らくこれは次期の基本計画に組み入れるしかないし、そうすべきであるというご発言があったことについてでございます。私もそうであると思います。

これは次期基本計画に関係してくるのですが、先送りの最大の理由は、現在推計人口は国勢調査以外の年次について推計されるもので、さまざまな率の分母になる情報です。これは都道府県についても推計されるわけですけれども、その主要なデータソースであるところの住民基本台帳に、以前は別になっておりました外国人登録統計が、昨年7月以降順次組み入れられてきているということです。これについては、昨年の第2ワーキンググ

ループの会合で、まだ実施前でございましたけれども、御説明を担当府省からいただきました。

この新制度は昨年7月から始まっているわけですがけれども、まだ始まったばかりで、この統計がどうなっていくのかということが今の段階でははっきりと見えません。ですので、これを待ちつつ「現在推計人口」、これは加工統計でございますが、基幹統計化するという審議につきましては、恐らく時間的なものから考えて、次期の基本計画の下で統計法の施行状況の審議に加えていただくことが適切であろうと考えます。

○樋口部会長 はい、わかりました。

○澤村総務省政策統括官付企画官 申し訳ありません。これも先ほどの深尾部会長代理と同じような話になるかもしれないのですが、次の審議ポイントの1番目に書いてありますように「新たに基幹統計として整備する統計」に掲げられた事項のうち、残された事項の取り扱いということで、これから審議いただく中では御指摘のような御意見があるだろうなということで、そのあたりも含めて御審議いただけたらと考えているところです。

○樋口部会長 よろしいでしょうか。

ほかにどうでしょう。そうしましたら、まだ御意見もじっくり見てからあるかと思いますので、一応、仮置きとしたいと考えております。この仮置きに基づいて少し文案を、先ほど皆さんから示されました考え方も含めまして私と事務局で考案して、ほかのところとの調整で適当となった段階でお示しをさせていただきたいと考えております。それまでの間に各委員にまた御照会をさせていただくかもしれませんが、その節はどうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、評価はこのようにしたいと考えておりますが、次期基本計画の策定に当たっては、この課題をどのように扱っていくべきかという、幾つか方向性を皆様からいただきたいと考えておりますポイントがございます。その基幹統計の整備について、事務局で考えました審議のポイントについて御説明いただきたいと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、説明させていただきます。

先ほどの資料1-2の一番下の部分です。ここで整理しておりますのが「考慮事項、審議ポイント」ということで、これから御審議いただきたい事項、それから、その背景となるような情報を盛り込むようにしております。

まず、背景事情から御説明すると、先ほども若干御説明しましたが、今の基本計画は、旧法上の指定統計調査から基幹統計への移行という時期に委員会で審議され、閣議決定しております。この新法の全面施行に伴いまして、加工統計や、後ほど詳しく御説明しますが、業務統計と言われる部分も基幹統計に指定可能となり、基本計画にもそういう意味で、先ほど一番上の欄にもございますように、あえて新統計法の該当の条文を書いたりといった経緯があります。

なお、本項目につきまして、各委員から今回の審議に当たっての具体的な意見は提示されていないところです。

今回、そういった背景事情の中で御審議いただきたいのは、先ほど津谷委員からも御意見ありましたように、まず、今、残されたもの、つまり「新たに基幹統計として整備する統計」というところで「現在推計人口」が残されております。

将来の基幹統計化について検討するという部分も、大半が残されたことになっておりますが、これを次期基本計画に向けてどのように整理していけばいいのか。これにつきましては、後ほどもう少し詳しく御説明させていただきます。また、その中で業務統計と呼ばれるものについて基幹統計とする場合、その特性に配慮した考え方が必要なのではないかとということについて御審議いただきたい。

3つ目といたしまして、次期計画に新たに基幹統計化を盛り込む、ないしは見直しが必要というような、今後の第1、第2のワーキンググループの審議にもかかわる部分でございますが、そういった際の基本的な考え方を御審議いただきたい。

最後にですが、昨今、意識に関する調査項目を公的統計の中にも含める、統計調査の中にも含めるようなことも行われているということで、その際に留意すべき事項は何かということも、あわせて御検討いただきたいということです。

この4つの部分につきましては、言葉の説明だけではイメージが湧かないと思いますので、簡単な説明のポイントをさらに詳しくした資料を作りましたので、おめくりいただきまして、まず1点目のポイントでございますが、残された課題をどうするのだということ、先ほどの津谷委員と同じように、やはりこの残された課題のうち、特に「新たに基幹統計として整備する統計」というのは、先ほども若干触れましたが、計画策定時の1年以上にわたる検討の中で、基幹統計とすることが適当という御判断をいただいた。さらに先ほど津谷委員からの御紹介、統計局からの御説明もありましたけれども、若干事情変更はあるのですが、公表される統計自体に大きな変化がなければ、次期計画にそのまま盛り込む方がいいのではないかとということをお検討いただければと思います。

もう一つのカテゴリーであります「将来の基幹統計化について検討する統計」ですが、これについてはさまざまな要因といいますか、まだまだ課題があるということです。このページの右の方で幾つかのカテゴリーに分けて、このカテゴリー分けが適当かということはあるのですが、例えば精度向上が必要というようなサービス産業動向調査であるとか第3次産業活動指数、産業連関表の延長表といった部分は、引き続きそういった課題を克服しながら基幹統計化を進めるのではないかとというような方向性です。

2つ目としまして、引き続き他統計との関係整理。これにつきましては、情報通信業基本調査については、企業統計の中で整理という話もありますので、そういった関連する統計との体系的な整備という観点からの検討が必要と思います。

後ほど詳しく御説明しますが、貿易統計のように、やはり業務統計というのは固有の特性がある。そういった部分についてはどういう検討をしたらいいのだろうかというのが3つ目です。

4つ目としましては、先ほど少し話題になりました、もう廃止されているものを落とせ

ばそれで済むのか、その趣旨を何らかの形で組み込んで、また次の計画に生かすような方策を考えるべきなのかという点を御検討いただければと思います。

続きまして、次のページにあります業務統計に関する特性の説明ですが、もともと業務統計というのは、各行政機関が行っています登録や届け出、業務記録など、行政機関が行政上、業務上の必要から集めた記録などをもとに、その機関がみずから作成する統計ということで、もともと元データになる、基礎的になる情報自体は統計を目的として収集されたものではない。つまり、容易に変更できないものだろうと考えます。

2点目としまして、法律等にその根拠があるということです。

3点目としまして、個別の行政施策に密接に関連するという状況があります。

また、業務統計の場合、加工統計ですと、基幹統計になれば、例えば他の機関が保有するデータに提供の依頼をできるというメリットがあります。調査統計の場合も、基幹統計になれば、例えば申告義務を課すことができる。そういったメリットがあるのですけれども、業務統計についてはそのようなメリットがない。つまり、基幹統計とするインセンティブが働きづらいという特性がございます。

一方で、この右の方の矢印でございますが、昨今、統計データのオープン化、透明化であるとか、統計情報などの公共データの積極的かつ速やかな公開というような閣議決定が相次いでおりまして、行政データにつきましては、ますますその有効活用を図っていこうという動きもあります。そういった中で、どうその兼ね合いを考えていけばいいのか。そういった中で、ここの下の部分にたたき台を示させていただいておりますが、以上のようなことを勘案すればということで3つまとめてありますけれども、1つ目は、やはり業務統計を策定されるためのデータについては、基本的に施策との関係から決定されるということで、統計サイドからの要望で新たにつけ加えたり、削除したりできるようなものではないのではないか、現実的に困難ではないか。実はここに掲げさせていただいているのは、この基本計画を作る際の審議におきまして、逆に効率的な統計作成という観点からは、統計的な要請で変更することもできるのではないかという御議論もありまして、その辺が必ずしも明確に整理ができていなかったということから、今回改めて整理させていただければと考えた次第です。

2点目は、業務統計はもともと統計作成を目的としているものではありませんので、必ずしも全てのデータが電子化されているわけではない。必要な部分だけ電子化しているものもあります。ですから、複雑なクロス集計等ができかねるというものも中にはあり、電子化が進めば基幹統計化も開けてくるところもあるのではないかと考えています。

最後の点は、先ほどのデータの有効活用という観点からの御検討が必要ではないかというところです。

おめぐりいただきまして、審議のポイント③としまして「次期計画における基幹統計の整備の考え方」というところで、新たに盛り込む、または解除するというところです。ここにつきましては、下の右の方に書いてありますように、例えば次のような形で基本的な

考え方をまとめてみてはどうかということで、この委員会、基本計画部会等の場でもたびたび議論になっておりますが、基幹統計を中心として公的統計を体系的に整備していこうというのが、一つの考え方です。

もう一つあるのは、作成方法等も含めて不断の見直しを行うことです。これに「統計委員会も積極的に関与」という趣旨は、諮問審議の際の関与というのもありますし、また、施行状況報告の中で諮問審議にかかっていないものを審議する考え方もあります。実はこの委員会発足以降、二十幾つの統計、50本のうち23本、4割ぐらいの統計は諮問審議にかかっておりません。そういう統計については見直す機会がないわけで、それを施行状況審議の中でレビューしていくことも考えられるのかなという背景があります。

そういったことを含めまして、今後のワーキンググループ審議につきましては、各分野ごとに体系的整備の観点から基幹統計化の余地を検討していただければというのが、一つの御提案です。

最後に、4つ目の論点に関係した説明につきましては、お手元の席上配布資料を御覧いただければと思います。

これはあくまで事務局で概要をまとめたものですが、まず表面で「公的統計の概観図」、縦の方で「統計法による区分け」ということで、統計の区分としましては、特に重要と認められる統計とされている基幹統計。残りは統計法上では基幹統計以外の統計となります。それを作成する者として行政機関。ここにおける行政機関というのは各府省です。それから「都道府県・政令指定都市」「政令指定都市以外の市町村」「独立行政法人等」という部分がありますが、そのそれぞれが作成する統計が「作成方法による区分け」ということで横の方になりますが、いわゆる「一次統計」と言われる部分です。

まず「調査統計」という部分がありまして、その部分につきましてはここに字が入っておりますように、統計法において何らかの規律がある部分、つまり、各府省が作成する基幹統計以外の統計、いわゆる一般統計調査で実施されるものですが、そういったものについては、総務大臣による承認が必要になる。また、都道府県・政令指定都市や、独立行政法人等、これは現在指定されているのは日銀のみですが、それらが実施する調査統計につきましては、届け出が必要になっているという形です。

では、その「調査統計以外の統計」。ここでは例えばということで「業務統計」と書かせていただいておりますが、そういったものや、また、意識調査という部分もここに入ってくるかもしれませんが、行政機関が実施するアンケート調査とか言われるようなものも、このカテゴリーには入ってきます。その中で統計法上の規律の対象になるのは、基幹統計として指定されたもののみになります。加工統計についても同じでございます。ですから、意識調査と呼ばれるような、行政機関が作成していても、統計調査以外の部分であります。

それで今、貿易統計などはまさしく基幹統計ではないので、統計調査以外の統計として作成、提供されているということで、統計法における秘密の保持とか公表の促進といった

理念の対象にはなるのですけれども、直接の規律の対象にはなっていないという状況です。

済みません。説明が長くなりますが、その裏面で最後の部分で「『統計調査』とは」ということで若干整理させていただいております。

統計調査というのは、今、御説明したようにさまざまな規律がかかるわけですが、その中で事実の報告を求める調査というふうに統計法では定義されておりまして、この「事実の報告」という部分はどこまでを含むのかというところですが、下の枠囲みに書いてありますように、例えば経済見通し、景気動向のような将来の事実についての予測であるとか、みずからの健康状態というような事実についての判断というのを「事実の報告」に含めて運用しております。ただし、その一方で、専ら思想、感情、その他の内面的意識の把握というところは除外している、事実の報告に当たらないというふうに運用しております。

参考までに、実際の調査事例ということで、現在一般統計調査等で行われているものを若干例示しておりますが、例えば出生動向基本調査のように、妊娠・出産回数というように明らかに事実とわかる部分とあわせて、理想の子供数や収入・就業継続の見通しというような部分を調べている調査もあります。こういった調査につきましては、より詳しい分析が必要になってきますので、必要に応じてそういった項目も入れながら調査をしているところだと思います。

一方で、一番下にある国民生活選好度調査と言われるようなものはそういった一般統計調査ではやられていない。それこそその他の調査になるわけですが、その中では幸福感の現状、どの程度幸せですかというのを10段階で聞くというような項目も含まれております。基幹統計の場合、非常に難しいのは、幾ら必要があるからといって、その思想、感情といったものを聞くのは憲法上も問題があるだろう。一般統計調査の場合は、分析という意味ではある程度は聞けるという部分はあるのかもしれませんが、ただし、一般統計調査も行政機関が限りなく協力を要請して、お願いをお願いを重ねてやっているわけですから、そこは慎重であってしかるべきではないかなと考えている次第です。

審議ポイントの説明は以上です。

○樋口部会長 まず資料1-2に戻りまして、一番下の項目「考慮事項、審議ポイント等」ということで、4点ほど次期基本計画に向けた考え方や方針を示させていただきましたが、これ以外にももしかしたら皆さんで御議論した方がいいと思うものがあるかもしれません。それについては後でお諮りすることにしまして、まず順番に御意見を伺ってまいりたいと考えております。

まず最初に①の「現行基本計画の別表（別紙）の『新たに基幹統計として整備する統計』及び『将来の基幹統計化について検討する統計』に掲げられた事項のうち、残された事項の取扱い方針」をどうするかということで、今、澤村企画官から御説明をいただいたことにつきまして、どのように考えたらよろしいかということです。具体的には、配布資料の1枚あけていただいた2ページ目に書かれているようなことでいかがかということでございますが、御意見いただければ幸いです。いかがでしょうか。

まず、津谷委員から先ほど出された2と書いてある項目「未対応のもの(現在推計人口)」。ここはいかがでしょうか。これでよろしいですか。

○津谷委員 付け加えますと、これはぜひ基幹統計化をするべきであると思いますので、時期を見て次期基本計画に組み込んでいただければ幸いかと思います。

○樋口部会長 わかりました。住民台帳から昨年変更が行われて、少し様子を見て、少しというのがどれぐらいかわかりませんが、それを見て何か結果が出たところできるといような基本計画にするということですかね。

これについてはよろしいでしょうか。それでは、これで言うと今「将来の基幹統計化について検討する統計」3の項目ですが、ここについては何かございますでしょうか。

○廣松委員 ちょっと戻って、2の「現在推計人口」に関しては私も賛成です。

その3のところの①と②ですが、これらは別に相反するものではないと考えます。精度向上と他の統計との関係整理というのが挙がっているのですが、当然、関係整理も必要でしょうし、精度向上も必要ですから、この書き方ですが、①と②をあえて区別している理由は何かあるのでしょうか。

○樋口部会長 どうでしょう。

○澤村総務省政策統括官付企画官 事務局で考えましたのは、確かに御指摘のとおりサービス産業動向調査につきましては、特定サービス産業実態調査等の関係整理もありますので、必ずしも精度向上だけではないのですが、やはりまず精度向上と今の計画でも言われていて、課題としてもそういう課題が残っているという部分のものと、その部分よりも専ら体系的整備の観点からの課題整理が必要という部分とを切り分けているところがございます。これについては、また別の切り分け方もあるのかなとは考えております。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 少し補足しますと、切り分けたというのは、この表現を切り分けたということで、別に文章にまとめる上で必ず別項目に立てなければならないということではないという意味であります。当然、この次の計画の立て方として、骨太にというか、方針をできるだけ汎用性のあるというか、しっかり高い見地からの政策的な位置づけにしておきたいということであれば、細分する必要は必ずしもないと思います。

ただ、今この場で皆さんにお示しする際に、今まで議論になったところで残っている課題としてはこういうところがあったものですから、そこで切り分けて書かせていただいております。

○廣松委員 理解しました。

○樋口部会長 むしろ、括弧の中に統計の事例が出ていますね。これが対応しているかどうかというような御質問で、なぜ引き続き精度向上の中に、例えば産業連関表が入っているのかという御趣旨だと思うのです。

○廣松委員 それは表現の問題だろうと思いますので、今の事務局の説明で理解いたしました。

○樋口部会長 どうぞ。

○深尾部会長代理 今回の議論で既に尽くされているのかもわかりませんが、ちょっと確認のため。

例えば産業連関表は「実施可能」という答えになっていて、ただし精度向上が必要となっているわけです。次の基本計画で、例えば引き続き精度向上等が必要というふうに計画に盛ると、また5年、精度向上を頑張りましょうという話になってしまって、例えば非常に大事なものを、別にどうしても産業連関表（延長表）を基幹統計にすべきかどうかということについて私は今、主張したいわけではないのですけれども、範疇として、精度向上の上で例えば基幹統計化を目指すというのは、もうちょっと前向きの範疇もないと、いつまでたっても精度向上で終わってしまう。ここに何か天井があるような印象を受けたので、もうちょっと前向きの範疇というのもあり得るのかなと思います。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 委員長と相談して、この議論を踏まえて案文を作成する段階で、十分、今の御意見も考慮させていただきたいと思います。

○樋口部会長 直接このことは関係しないのですが、統計の質の向上のところ、発表時期の問題も少し議論があるように思います。余りにも遅いのではないかとか、もっと早く行うことができれば有効な活用ができるのではないかとということもあるので、これはちょっと別のところでまた御議論を。

特に③の貿易統計は先ほどのところと関連してきますので、これは深尾委員が何か、先ほどの関連でございませうか。

○深尾部会長代理 先ほどお話したことに尽きていまして、基幹統計化にするべきかについては私もちょっと疑問に思うのですが、先ほどお話したように、貿易統計について経済統計の視点から行うべき宿題みたいなのはあって、そこでの関連で考えた方がいいのではないかとというのが私の趣旨でした。

○廣松委員 この問題については、今期の基本計画を作る最初の段階でいろいろ議論が出たところです。私も今、深尾委員がおっしゃったような意味で、貿易統計として内容を充実するというか、より一層拡大するという方向はぜひ目指していただきたいと思うのですが、一方で3枚目にありますように、申告等に新たな事項を追加するとか、削除するのはかなり難しい。統計側からそういうことを要請するのは多分難しいだろうと思います。

とは言いつつ、どの程度のタイムスパンで考えるのかということにもなろうかと思いませんけれども、経済全体、特にグローバル化という点から考えると、貿易統計を基幹統計とするのを目指すというか、その方向性は残しておいた方がいいのではないかなという気がします。

○樋口部会長 今回のこの案ですと、③だと「特性等を踏まえ、再検討が必要」と書いてあるからそこに引っかかるということですね。「再検討」というと、今までしようとしてきた流れが変わるのではないかと御指摘だと思います。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 事務局として、価値判断を今の段階とするの

は適切ではないと思いますので、その範囲を外れた話としてお聞きいただきたいのですが、過去の施行状況審議の過程で何度も話題になっていて、先ほど深尾部会長代理からもお話ありましたけれども、この問題は天井のような議論があるわけです。

そこで、再検討ということは、要するに位置づけを再検討するということ。それももちろん必要ならばしていただくというか、アイデアをいただければと思いますが、むしろ今のままでいけば同じことをまた繰り返すことになってしまって、それこそ好ましい状態ではないのではないかと考えております。

私どもは前回の議論の過程で出てきたことを調べてみたところ、ネックになっているポイントが幾つかあって、それをこの資料の中で指摘させていただいているのですが、他方において、この統計自体そもそも業務統計という特性がある。それを踏まえたときに、財務省から先ほど御報告がありましたけれども、財務省内ではこれはもう無理だと言っておられる。それに対して、こういうことなら考えられるかとかいうような視点を提示することなく、次の計画に盛り込むことが妥当なのかどうかという問題意識で「再検討」という言葉を使わせていただいております。

○樋口部会長 今のような趣旨であれば、多分表現の問題として「再検討」というのが方向を変えてしまうという、方向を変えることは変えるのだろうけれども、前向きの方に具体的に検討しろというお話ですから、ちょっと表現を変えてもらったらよろしいのではないですか。「再検討が必要」と書かれてしまうと、という危惧だと思うのです。事務局、どうですか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そこはまた御相談させていただきたいと思います。

○樋口部会長 では、③はそういう方向でよろしいでしょうか。ちょっと表現を直すという。

○廣松委員 ただその際、3枚目の一番下にあるところの「国民への情報提供の充実」という観点も重要であろうと思います。だからそこも配慮していただいてというか、この基本計画部会で議論をすべきことなのかもしれませんけれども、考えていただくといいのではないかと思います。

○樋口部会長 わかりました。

④は調査の廃止等により削減。これはここに今3つ出ていますが、どういう視点から廃止が適当ではないかという事務局案なのでしょう。

○澤村総務省政策統括官付企画官 この括弧に掲げている3つのうち、2つは業界の情報等で代替しているということで、基幹統計としての作成の中ではそういう民間情報も使ったりして作成するというのもあるのですが、次期基本計画に具体的に調査名を掲げていく必要があるのかということです。もともと4省が作成している6つの生産動態統計の統合に併せて追加を検討するというのがもともとの趣旨であり、2つ廃止された中で残り1つだけでも入れるのかどうかというところがございまして、あわせて廃止という、2つは少なくとも廃止だろうと、残り1つの取扱いをどうするかという御議論をいただけたらと思

って、提出させていただいている次第です。

端的に言えば、次の計画からは、この項目の廃止されている2つの調査は削っても支障がないのではないかとこのところでは。

○樋口部会長 御議論いただいた方がいいと思うのですが、食料品生産実態調査の一方において、水産関連のセンサスでしたか。この間出たと思いますが、水産加工品の生産については、農林水産省の調査で逆に今回実施するということがありましたね。

○澤村総務省政策統括官付企画官 漁業センサスです。

○樋口部会長 その整合性は。

○澤村総務省政策統括官付企画官 漁業センサスはいわゆる周期調査ですので、ここで取り上げているのは、月次で生産の動向を捉えられる調査を可能な限り統合して行って、一体的な情報提供をしていこうという趣旨です。ですから、これは月次の統計でございます。

○樋口部会長 月次の方は廃止しようという趣旨で、これは掲げられたということですか。今の御説明、これは月次だからという。

○澤村総務省政策統括官付企画官 月次だからではなくて、もともとこの3つのうちの食料品生産実態調査と米麦加工食品生産動態等統計調査は、民間団体が作成する統計を活用するというので一般統計調査自体が廃止されているので、次の計画では端的に言えば落としてしまって、削除をせざるを得ない。ならば、残り1つというところに意味があるのか。油糧生産実績調査だけが残るわけですが、その整理は検討かなと思います。

○樋口部会長 もう既に廃止されている調査が、だけれども記載があるからそれを削除するという説明。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そうということです。

○樋口部会長 逆にこれは廃止して何で削除されていなかったのだろうか。何か経緯を御存じですか。

○廣松委員 私の理解では、これは一般統計調査ですから、廃止に関して当然政策統括官室の方に、届出なのか報告なのか、が行われているということです。

○澤村総務省政策統括官付企画官 中止の通知です。

○廣松委員 その中止の通知が行われたと思うのですが、現時点では、その廃止自体はもう既に決定済みのことですが、現行の基本計画を決めた平成21年3月では、まだ残っていて、調査もしていた。それがこの基本計画の期間中に廃止された。したがって、次期基本計画においてこれを将来の基幹統計化の対象とすること自体は、もう実態がないのでおかしいと思う。ただ、今、事務局からあったとおり、油糧生産実績調査に関して、これだけを残しておくかどうかということだと私は理解しました。

先ほどの農林水産省からの御説明だと、3ページの13のところ、この調査の結果は当然のことながら、e-Stat上に掲載等をして、利用者に情報を提供することになっているとすると、基本計画の中に書かれている府省横断的な生産動態統計の一部として入れることに関して、それを要求することはもう必要ないのではないかなという気がいたします。

○樋口部会長 この④は性格が2つあるのですね。今の話でよくわかりました。

○津谷委員 お話を伺っておりますと、もともと現在の基本計画に組み入れられた理由が、これら3つの調査の再編にあったのではないかと推察いたします。つまり、策定当時は別個に実施されていた3つの一般統計調査を、生産動態統計として大きく再編をする中で、これを検討しようという御趣旨であったのではないかと思います。ただその後、3つのうちの2つが廃止というか、調査は廃止されて同様の統計が、民間が作成するものからとれるというので、これらはなくなってしまった。そうすると、最後に残った1つの油糧生産実績調査の扱いをどうするのかということだと思っておりますが、これは質問になるかもしれませんが、この調査は継続をされるのでしょうか。そして調査を継続した場合、その調査結果はe-Stat上で公開、利用を図るということでしょうか。その場合、油糧生産実績調査というのは一般統計調査ですね。それを基幹統計化しようということではないのですか。

もしそうであるなら、これを次期の基本計画に載せるということは、どうなのでしょう。

○廣松委員 私の理解は、残すにしても、この資料1-1で言うと、1ページ目のNo1の中に入れるかどうかということだと思います。油糧生産実績調査そのものを基幹統計にするわけではないと理解しています。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そういうことです。当初は基幹統計に格上げしてということも視野にあったかもしれないのですが、基本になる部分の統合が統計の作成、提供という部分での統合ということ、統計表を統一して作ろうということになりましたので、ここをそもそも基幹統計化にというカテゴリーに入れておくこと自体が、今はもう意味が乏しくなっているのかもしれないかもしれません。そのあたりの御意向については、農林水産省にも聞いていただければと思います。

○樋口部会長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 ここで議論するかどうかは別ですけれども、先ほど澤村企画官がおっしゃられたように、そもそも基幹統計を、調査を前提とするのか、民間が収集した情報ですらそれを基幹統計としていいのかどうかということで、当初の、多分前期の基本計画の中では、府省横断的な生産動態統計という基幹統計を作るという意図があって、その中にこういう調査があったのでこの話が出てきたのだろうと思うので、調査自体の問題としては、もうなくなっているものを云々することはできないのですけれども、府省横断型の生産動態統計の中で例えば食料品の生産動態のような話を、調査としてはやらなくても、その種の基幹統計のようなものを必要とするかしないかという議論は別途、現在でも生きている。ただ、調査に関しては、基幹統計を作るための調査とするかどうかの話はもうかなり陳腐化してしまいました。そんなことではないのかなと思ったのです。

○樋口部会長 そういう議論の整理でよろしいのですか。

ということは、この3つの調査のうち2つはもう既に廃止されている。ただし、民間の統計で代替できるということで廃止した。したがって、全体の体系として生産動態統計を

どうするかという、それを基幹統計化することはまだというか、少なくとも課題として、議論として残っているのではないかということですね。

○澤村総務省政策統括官付企画官 生産動態統計の親元といたしますか、もとのところはそういう取り組みでよいという御審議結果もありますので、その方向になると考えております。廣松委員が先ほどおっしゃったような趣旨です。

○樋口部会長 そうすると、今④だけ調査の廃止等により削減と決定してしまうと、生産動態統計の議論では、今、皆さんがおっしゃっているような問題は消えてしまって検討されないのではないかと。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 ですから、それは資料1-1のNo1で対応されている話として、その中の発展系、つまり資料1-1の1ページ目で扱われているという趣旨です。

問題は、先ほどから津谷委員も言っていたように、あるいは椿委員におっしゃっていただいたように、ある一般統計の基幹統計化という問題で、孤立して実は残っているように外見上見えるのですが、これをどうするのがいいのかという部分について、そもそもこの委員会の議論があってこのようになっているものですから、御意見を伺いたいということですね。

○樋口部会長 そうしますと、油糧生産実績調査はちょっと別物の議論ですね。これを廃止するかどうかを含めて。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 廃止ではなく、基本計画上の項目としてです。調査を廃止するかどうかではなくて、基本計画上、項目で引き続き掲載しなければいけないのかどうかということですね。これはあくまで基本計画の整理の問題です。

○樋口部会長 ただ、2つはもう調査が廃止されているのですから別に決定しなくてもいいというか、もうなされてしまっているのですね。それで、油糧生産実績調査については一般統計だけでも、残すのかどうかによって結論は全然違ってくるでしょう。続けるという話なのか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 そのあたりは、本日の御意見も伺っていろいろと出ておりますので、そのあたりも整理いたします。先ほど深尾部会長代理からももう少し前向きなカテゴリー分けもあるだろうと御意見もありましたので、改めて再整理してお示しした方がわかりやすいと思いますので、それでいかがでしょうか。

○樋口部会長 どうですかね。では、整理していただいて、もう一度出直すという。

○廣松委員 それでいいと思います。

農林水産省に確認ですけれども、この油糧生産実績調査は近々廃止するという予定はあるのか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部長 全くございません。ちょっと言葉が非常に誤解を呼んでいると思うのですが、3つのうち2つの調査はもうないわけですね。ですから、全く議論しても意味がない。

○樋口部会長 そうですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部長 他方、油糧生産実績調査は一般統計調査として今後とも実施する。その際に私の理解では、生産動態統計の議論が別途ございましたが、この中で議論されている牛乳乳製品統計、木材統計。これは主要な、かなりボリュームが大きい調査ですので、議論の可能性としては、今回の基本計画では基幹統計云々という議論があったようでございますけれども、それに比べると非常にマイナーな調査ですので、これだけ特出しをして議論をしても、時間の使い方としては有効ではないのではないかと思います。

○樋口部会長 背景がだんだんわかってきました。では①～④をあわせて整理いただけたらと思います。

ここに書いてあること以外で何か皆さん、今の資料1-2の2ページ目に関してはよろしいでしょうか。事項の整理としてこういう形で進めるという。

それでは、次の3ページの「業務統計に関する基幹統計化の在り方」について御議論いただきたいと思います。これは一括して御議論いただければと思います。

○深尾部会長代理 確認ですけれども、例えば国際収支統計というのはこれに当たるのでしょうか。わからないので質問しているのですが、日本銀行は。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 これは財務省から出ている統計ですので、財務省にお答えいただくべきだと思います。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 一応、公的統計の枠組みには組み込まれてはいるのですが、統計法施行令だったと思うのですが、その条文の中で適用除外みたいな形で、要は国際収支統計に関しては全て国際条約に基づき基準が決まっておりますので、それにのっとった形で実施することが想定されていますから、例えば本来基幹統計であると、調査事項の変更とかあった場合は、変更申請といった手続きが必ず必要になってきますけれども、そういったことは一切なくてよいという除外規定が設けられている形にはなっています。今ので答えになっていますか。

○深尾部会長代理 加工ですか。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 一応、加工統計という位置づけです。

○深尾部会長代理 加工統計ですね。要するに調査をして得られる統計ではなくて、調査をしていろいろなデータを集めて加工して作成した統計になっております。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 業務統計の範疇には入らなかった。

○深尾部会長代理 業務統計よりも加工統計。さらに次元の高い、一次統計の上の統計になります。業務統計ですと現データはあるわけですが、業務上集まってきた現データを集めた統計を業務統計と称しております。

○樋口部会長 よろしいですか。

○深尾部会長代理 言いたかったのは、国際収支統計はどうもこれに当てはまらないみたいなのですが、例えば国際収支統計だと、IMFの国際収支統計マニュアルに従ってや

りますということで、手は加えられないという今の御説明ですが、実際には財務省の審議会とかで公表の、表章の形とかはもちろん議論されているわけです。調査の項目についても恐らく日本銀行が、閣議で報告しないといけないので財務大臣から依頼を受けて調査をされていて、その調査の項目についてはある程度左右できるわけです。目的は、外為法に従っていて、日本の例えば対外流動性を維持するというこのために調査をされているわけですから、日本の国益を考えて、何を国民なり政府が知らなければいけないかということをも当然反映する形で調査を進めるべきなわけです。

なぜそういうことを言ったかということ、ここに、業務統計を作成するためのデータについては、基本的に行政施策との関係から決定されるものであり、統計的な観点から変更を加えることは困難と書いてあるのですけれども、そういうことは必ずしもない場合というのはいろいろあって、恐らく教育に関するものにしても、国民の健康に関する業務統計にしても、その内容について国民の福祉なりなんりのために、政府の目的のために、例えば審議会とかで議論されていることもあるでしょうし、ここは触ってはいけないという考え方は、私は余り受け入れられないなという意味です。国際収支統計はこの例にはふさわしくないのかもしれませんが、それが私の言いたかったことです。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 資料の表現上の問題が、若干、部会長代理に誤解をいただいているところもあるように思いましたので、少し事務局から説明させていただきます。

要するに「容易に変更できないもの」というところがおかしいわけですね。そのとおりであります。そうではなくて、先ほど私申しましたとおり、具体的に話題になっているのは貿易統計の話ですが、そのネックにおいて発見されたことを端的に説明するために作成したのが今回の資料です。

それで中身は何かということですが、貿易統計というのは、貿易のために国が知らなければいけないことというのは、先ほどの外為法の話と同じように、法令によって国民の権利、義務を制約する形で決まっております。その決まっているものについてどういうふうを集計するかという部分については、もちろん統計を作成する側が整理できるわけで、そのところの改善はもちろんあり得るわけです。

問題は、もともとその決まっている部分を変えられないかということ、これもおっしゃるとおり行政施策目的に沿って変えることができます。部会長代理がおっしゃるように、統計目的ということが行政目的の中に入ってくれば当然それでいいわけで、実は前回の委員会でも、当初そういう議論で委員の方々はされていたと私は理解しております。ただ、若干言葉がやり合いの中でどうも行き過ぎたところがありました。要するに集計とかそういったところの、精度の向上という極めて統計技術的な問題だけに特化した形で、統計の調査票の項目を整理するのと同じ次元の問題として変更できるかのごとく言い、基幹統計という形にすれば、そういうことができるのではないかというような趣旨があって、まさに基幹統計化のメリットがそういうことであるというようなことの中で、妙な誤解が生じてい

たのではないかと、今、一つの問題提起なのです。

ですから、当然行政目的として必要だということが認定されて、統計委員会における意見も出て、現場の行政においてもその必要があるということであれば変えていくべき話で、それはそうだと思います。

そうではなくて、統計委員会における審議で容易に変えることができるものではないという趣旨で書いたものですから、この資料として表現が妥当でなかったことは訂正してお詫びしますが、そういう点を御認識いただきたい。こういうことでございます。

○樋口部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私もこここのところ「現実的に困難」という表現につきまして、少々違和感がありましたが、どうしてこういう表現が出てきたのかが今、御説明を聞いてわかりました。そこで、どうして基幹統計化をするべきで、基幹統計化をすることの意味ということをもまず全面に出していただいて、現実的にその中身を変えることの難しさを説明していただいたほうがよろしいのではないかという印象をもちました。政策といっても即時的なものもありますし、かなり継続的に実施するといったこともありますので、その中で容易に変更することが難しいということはよくわかるのですけれども、ちょっと別の方向から説明をしていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。それはやるのが困難ということを書いてしまうのは、適当ではないような感想を持ちました。

以上です。

○樋口部会長 今の深尾部会長代理の疑問は、左上の箱についての「容易に変更できないもの」ですか。ちょっと確認したいのですが。

○深尾部会長代理 そこと、その下の「基幹統計の在り方（案）」の1つ目の「新たに申告等の事項に追加、削除、変更等の要請を行うことは現実的に困難」の両方です。

○樋口部会長 そこだと思っております。白波瀬委員も「現実的に困難」と言われてしまうと、こちらでそれを容認するのですかというところで。もともと施策のため、政策のために業務統計、行政記録は作られているわけですが、施策というのは、逆を言えば国民のいろいろな考え方に基づいてその施策自身、ある意味では政府は代行、エージェントで、それ自身がプリンシパルではないわけですから、そのところを考えていく必要があるのではないかということだろうと思います。国民のための政策という形で片方が出ているというところについてどう考えるか。

行政記録自身も、最近の動きを見るだけでもそこはかなり変わってきています。財務省のことだけではなく、ほかのところについても、私の分野でも、統計の調査項目自身が相当変わってきていると思いますが、どうですか。

○廣松委員 これは言葉の問題かもしれませんが、私自身ここで言う業務統計というか業務情報そのものは、要は施策の結果として出てくるものであって、それが次の施策立案に役立つということはあると思いますが、一義的には、現在の施策に基づいて出てきた結果が業務情報です。ですから、それを施策に生かすという、それはまさにエビデ

ンス・ベースド・ポリシー・メイキングと言われていることの内容だと思っておりますけれども、集まってくる情報はあくまで現状を前提とした、まさに情報というか、業務の結果情報に過ぎないと思います。

○樋口部会長 現状を把握しているのはもちろんそうなのですが、どういう視点から現状を把握するかといったときに、施策のあり方というのはかなり影響しているわけです。要は、労働統計にしても職安統計についても、いろいろそのところが審議会での議論などを通じて変わってきていることがあると思います。また、財務省のことも同じようなことがあるだろう。だからといって、現実に変更することは困難というふうにこれを前提に議論することは、そこについては国民の意識とかそういったものが反映されないのではないかという心配をして、これはもうしょうがないですよというふうな文章に読めるのです。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 それはちょっと読み過ぎかなと思いますけれども、いずれにせよ行政施策との関係から決定されるものでありますし、この点については「統計的な観点から」は困難だと書いてあるのでありまして、その点についてはもう揺るがしょうがないことかなと思うのは、具体例を挙げさせていただければ、貿易統計の場合に輸出入申告をする。本来、自由な経済活動である貿易について、輸出入の申告を国民の方に、輸出入の適正を確保するために必要最小限度で御報告いただいて、集まったデータを業務上のデータとしております。それを統計としてとっているのですから、それ以上に統計的な観点からのみで議論をすることは非常に困難ではないかということをお願いしております。

これが先ほど、お言葉ではございますが委員長がおっしゃったように、国民の視点というのは、まさに国民は権利や義務を制約されることについては、極めて行政としては抑制的であるべきものであろうかと思っております。ちょっとした情報提供をしていただくにも、ただではございません。そういうことについて十分考慮する必要があるという姿勢は、決しておかしなことではないと思います。

ただし、表現上ここにおいてその点が出ていないという御指摘であれば、その点については直すことは必要かと思っておりますが、大前提の部分は動いてはいけないのかなと思います。

○樋口部会長 それは行政の立場での議論ですか。今、どういう立場で御説明なさったのでしょうか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 今のはむしろ行政というよりも、国家の行政行為、あるいは政府のあり方の基本かなと思います。

○樋口部会長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 今の話なのですが、この点で容易に変更できないという話と同時に、その下にアンダーラインで書かれている、基幹統計とするインセンティブが働かないということ。これもかなりある意味で大きな問題で、本来今の議論は、普通は行政は、行政施策なり政策のオプションを示すのに、必要十分な情報とかデータを収集してやっている

ということなのだろうと思うのです。一方で、先ほど申し上げたように、データをとってコストをかけた方が、それなりに行政が改善されて、結果的に国民の利益につながるということだったら、統計という形のものを行うことは当然できるということなわけです。

一方で、基幹統計というのは、多分この統計委員会の中で最も情報として、とっておかなければならないものに指定するかしないかという問題のときに、一義的に現在、例えば税制とか貿易とかといったものでとっている業務統計というのは、実際にそれを動かしている数字なわけですから最も重要なものなのだろうと思うのです。ところが、それをいわゆる基幹統計とする価値というものが、ある意味で何になっているかが全くわからない状況になっているというのは非常に不思議です。

例えば、統計委員会が基本計画の中で、インセンティブと言われているものを与えるようなオプションを持っているかどうかというのが、すごく私は質問したいことなのです。行政なり国民に対して、ある種こういうものを基幹統計にすることによって具体的なメリットを与え得るか。ここには働きづらいという現状だけ書かれてしまっているのですけれども、非常にそこにフラストレーションがたまっているところなのです。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 今、このペーパーは、先ほども申しましたとおり、過去の議論がどうしてそういうところでデッドロックに乗り上げたか、それをまさにここで、みんなで認識を共有するために事務局としてまとめさせていただきました。

したがって、今、椿委員がおっしゃった論点は、私どもの共有するところでございます。むしろ、いわゆる俗に言うインセンティブではない、動機づけというのでしょうか。要するに、この文言としては、ある施策を実施していく上での施策の動機づけという意味程度に御理解いただければと思います。つまり、かつて業務統計にすることを選択したときの動機づけは何だったのか。それが実は難しいということを申し上げております。そのところが混乱したままこの問題に取り組んだのではないか。ただ、実際にはそうではないかもしれません。要するに、過去の議論を見ると、そういうところが読めるというだけなのです。

それで、表現として適当かどうかという、この資料は今、審議用の資料ですので、今後皆さんに御議論いただいていい方向を出していくために、できるだけ問題を摘示する形で出させていただいておりますので、表現上、私自身インセンティブという表現がどうだったかという問題はあるのですけれども、一応わかりやすい表現を使わせていただいた筆の走りかなという気はいたします。

○樋口部会長 問題を整理するための配布資料ということなのだろうと思いますが、今の3ページで言うと、下の方は解決策を提示しているわけでしょう。業務統計に関して、今、議論として乗り上げてしまっている。それを解決するための基幹統計のあり方についての案だと。だからこれは具体策と言おうか、こういった視点で考えろということでしょう。違うのですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 あり方についての認識としては、そういうこ

とです。

○樋口部会長 ですね。そこについて今「現実に困難」となっているから、こういう認識でいいのかどうかという問題を皆さんから提起されているのではないかと思います。だから「現実に困難」ということの次には、では、基幹統計化についてどうしろということになるのですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 これはあくまで具体的に、それでおさまるのかどうかはわかりませんが、純粹統計的な観点からだけではなく、権利、義務についての制約、その他についての配慮もしつつ方向性を示す限りにおいて、基幹統計化というのはネガティブではないのではないかと考えます。

○樋口部会長 基幹統計化がネガティブではないのではないかとするのは、どういう意味ですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 基幹統計化をポジティブに考えていただけるのではないかと翻訳できるかもしれません。

○樋口部会長 各府省が。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 はい。

○樋口部会長 なかなか理解が難しいのだけれども。

どうぞ。

○坂田財務省関税局調査課統計専門官 財務省ですが、貿易統計の話になっているということで、まず「現実的に困難」というところの議論になっているのですけれども、輸出入申告というのがありまして、その項目を追加することについては輸出入者の負担になりますので、追加項目をふやすことは輸出入者に反論があるということは、これまで御説明しているとおりです。

一方で、貿易統計が何もしないというわけではなくて、例えばこのペーパーでいきますと、先ほど深尾部会長代理からもお話ありまして、行政データの有効活用ということで、今、私どもでは08SNAの対応としまして、委託加工のデータを提供するということが既に開始しておりますし、また、ビジネスレジスターとの接続につきましても、結果はどうなるかわかりませんが、少なくとも検討は開始しているということで、そちらの面から対応していく。

もう一度だけ繰り返しますと、データの有効活用からは貢献できるというところはお伝えしておきたいと思います。

○樋口部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほどから伺っております、これは非常に要約された書き方になっているので、もう少し整理が必要かなと思いました。まず、基幹統計にインセンティブが働きづらいというのは、恐らく行政側から見て、つまり業務統計を収集する側から見て、調査統計や加工統計の場合と比べて直接にインセンティブが認識しづらいのではないかと評価ではないかと思っています。

広く国民と言ってしまうとよくわからないと思うのですが、業務統計を収集する側とされる側というふうにして、何をやるにも必ず費用対効果があるわけですので、これは見方によって、立場によって、また時期によって大きく変わってきてしまう可能性があると思います。

恐らく、いつまでたってもそれをやっていく限り切りがないと思いますが、ただ、この業務統計に関する基幹統計化で問題になっているのは、貿易統計ではないでしょうか。業務統計には、前にも申しましたがピンからキリまでありまして、ピンの方はほとんど全てが基幹統計になっておりますので、今議論の対象になっている貿易統計ということについて焦点を絞るとするならば、そして、今後この対象になってくるものが出てくる可能性があると考えれば、先ほどの収集する側とされる側という見方に立って、費用対効果という観点から、当然費用はあるわけですが、効果を前向きに考えてこの基本計画を作っていくことが大切であろうかと思えます。

先ほど言いましたように、当然申告すること、義務を課すことについてコストが出てくるわけですが、それをすることによって、例えばその後ほかの面である意味コストが削減されるか、もしくは少なくなるのであれば実施する意味があります。例えば、一度回答すれば、その後他のいろいろな調査に答えなくてよくなるとか、答えたものを還元してもらえとかいったことです。さらに、国民という収集される側の外にいる社会・経済一般に、この情報が大変有用なのであるということをおっしゃっていただくような形で対応していくべきではないかなと、私は個人的には考えます。

○樋口部会長 今のお話もあわせて、この3ページの右上の方で言うと、諮問会議で大分これについては関心も強くあって、政策を考える上で提供するべきデータ、あるいは統計についても一回検討しろというようなことも来ています。それもありますので、どういうふうによれば有効に活用できるのかということでもあるかと思えます。これは今回かなり強く出しています。

○津谷委員 ちょっと言い忘れましたが、「要請を行うことは現実的に困難」というところで相当御意見が出てるように思いました。確かにこの表現については御異論はあるかと思えますが、恐らくこの趣旨は、ただ研究者が希望するという理由で、業務統計の中でこういう情報をとってくれと強力に要請するということには限界がある。恐らく現場がそう簡単に「はい」とは答えないであろうという御指摘ではないかなと思いました。ただ、この表現自身は修正されるべきではないかと思えます。

○樋口部会長 わかりました。ではちょっと表現と言おうか、これはかなり核心的なところ、ポイントのところになってくるかと思えますので、統括官室からはそういった認識が示されたこともありますので、これを含めて検討するべきかなと、我々委員がどう判断するかというふうを考えていきたいと思えます。

○竹原委員 一点いいですか。業務統計なのか基幹統計なのかという議論は少し横に置いて、この資料を見させていただくと、前ページの貿易統計からの流れとして、業務統計と

基幹統計になっていますが、それはちょっと横に置いて、私はこの資料を読ませていただいたときに「業務統計」という言葉を「行政記録」という言葉に置きかえたときに、大変使いづらい。

別に基幹統計でなくても、現在、農林業センサスであれ漁業センサスであれ、さまざまな形で行政記録情報が使えないか。ずっと前の統計委員会からの議論を踏まえて、お願いするたびに、いや、実は集めているのは行政上の理由で、電子データ化もなかなか進んでいないという状況の中で、ことごとくと言ってしまえばあれですが、結構否定される。

そういう状況の中でこの資料を単純に見ていったときに、業務統計から基幹統計への移行という問題よりも、もっと行政記録はこういう理由によって使えないのですよということが公然と言えるような、何となく私の勝手な思い込みかも知れませんが、そういうふうに受けとめられますので、そこのところは少しこういう基幹統計化の問題とは別に、一方では次の基本計画で行政記録のありようを議論しようとなっているわけですから、そこでこれだけきつい枠をはめられないようにしていただき、あるいはこれは枠ではないということを明確にしておいていただきたいと思います。

○樋口部会長 わかりました。よろしいでしょうか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 もとより竹原委員が御心配のようなことではなくて、先ほど以来申し上げますとおり、過去の検討過程において何がネックであったかという認識を共有していただいて、一步でも前に進むための資料でございますので、そのような意図はありません。

○樋口部会長 行政記録をどう使うかという視点も含めて検討した方がいいのではないかとのお話だと思いますので、業務統計の今の発表のあり方ありきというものを前提に基幹統計化するかどうかではないという話だと、基本的な問題だと皆さん御指摘になっているのではないかと思いますので、それも含めてまた検討していきたいと思います。

時間も大分過ぎてしまっておりますので、審議ポイント③「次期計画における基幹統計の整備の考え方」に移りたいと思います。いかがでしょう。これは次期計画の方向性で、どちらかというとも今までよりも進めようという内容だろうと思いますが、よろしいですか。

そうしましたらもう一つ、④としまして、1枚紙で配布されました席上配布資料で、具体的には、意識調査をどう公的統計として扱うかということについて御議論いただければと思います。

統計法第2条の第5項で「事実の報告を求める」。ここが今までの考えでは行為、行動、ビヘービアについての報告を求めるということだったのだらうと思いますが、ある専門家に聞いたら、意識も事実なのだとおわれて、確かにそれはそうだなと。それで、この解釈をどうしたらいいのかと言われましたのですが、意識というのが難しいところがあって、先行きの判断等は意識ではなく事実についての認識と言いましたか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 将来の事実についての予測です。

○樋口部会長 予測。だから意識ではないようなのですが、これはいいのですね。将来に

ついで。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 事実の報告に含まれるという理解です。

○樋口部会長 今でも上の事実の報告の中に含まれるということですね。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 意識全般というところちょっと哲学論義に入ってしまうから避けますが、私の個人的な考えでは、経済の分野でいうと、経済現象自体、もう今は期待とか予想が現実の状態よりももっと大きな役割を果たしている。したがって、経済現象を観測しようとしたときに、無視し得ない要因だと思うのです。

それに対して、ここでは思想や感情という書き方になっていますけれども、もっと主観的なというか、そういうものに関しては慎重であるべきではないか。一般統計の場合もそうですが、特に基幹統計の場合は、統計の徴収は公的な権力の行使と言われることもある。そうすると、内面的というか主観的なところにまで公的な権力が立ち入るのはやめた方がいいというか、そこは自制すべきではないかなと考えます。

たしか戦後すぐ、GHQの指令で国立世論調査所という組織ができたことがあります。ところが、2年か3年ですぐなくなってしまったというか、廃止された経緯があって、そのときの古い文献などを讀んだりしますと、今、言った公的な権力が国民の内面というか意識に立ち入るのは差し控えた方がいいという考え方に基づくものだったと書いてあります。だから、もしその考え方を変えるとなると、極めて大きな方針転換というか、公的統計の基本的な部分にかかわる議論になってくるのではないかなと、ちょっと危惧します。

○樋口部会長 どうでしょう。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 これは第2ワーキンググループの審議事項にも若干かかわっていることでございます。

それは置きまして、先ほど廣松委員もおっしゃいましたけれども、委員長も以前おっしゃっていましたが、例えば出生力とかその背景、例えば出生力の最大の近接要因である結婚、そして社会経済的要因である女性の就業といったような実際の行動を計るときに、それにかかわる意識を探る必要があるのではないかと思います。つまり、出生意欲、結婚意欲、就業意欲ということを探ねないでは、客観的な情報の価値が非常に大きく損なわれる可能性があるのではないかと思います。

社会は急速に変化しておりますし、国際化、グローバル化の中で、人々の意識もそうですが、ライフスタイル、ライフコースも多様化しております。特に施策というのは、実施した後に影響があるものですから、これから先のことを読むための有効な一助として、公的統計も位置づけられるべきであろうと思います。

しかし、その一方で、一般的な意識や、感情を聞くためだけの全国世論調査のようなものを基幹統計化することには、慎重でなくてはならないと思います。基幹統計化すれば、当然これには申告義務が発生するわけで、世論調査への回答義務を課すということについては、私個人としてはやるべきではないと思います。

ただ、直近の社会生活基本調査の中に、たしか希望就業時間についての質問があったと思います。これは生活時間調査ですので、それが実際の時間の使い方とのクロス集計や分析に使われることによって、日本人の生活の仕方、生活時間の配分がより深くわかってくることもありますので、そこら辺は臨機応変に対応していくべきであろうと思います。

○樋口部会長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 事実の確認として、例えば国民生活基礎調査でしたら、今、定かではないのですけれども、基本的にメンタルヘルスの政策が問題になったときに、K6といういわゆる精神メンタルな方々の方で使うような項目を導入されているのです。

基本的に今の思想とか信条のような形で、ある種非常にふらつきがあるものについて、外のものから受けたときのふらつきがある。メンタルヘルスの分野などももちろん非常に不安定なものだけでも、それなりの調査技術、調査票を形成することによって、リライアビリティとかバリディティを上げているようなものの中で出てきたような調査項目というのがこの分野はあるわけで、一定のその種のものの中で主観評価とは言われていても、リライアビリティやバリディティがチェックできているものに関してはかなり事実準ずるものとして、その状態を評価しているものとして考えていくことは当然あるのだらうと感じているところです。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 事実関係というお話がございましたので。

私ども、一般統計調査はここでは余り議論になりませんが、かなり審査させていただいておりますときに、最も悩みの種が、この調査項目が単なる意識調査なのか、今おっしゃったような範囲のものなのか。特に、一般統計調査とは言いながら、我々の立場としてみれば政府統計ですから、強制はしませんが、できるだけ答えてくださいというような、かなり行政としての立場を利用した調査になっております。ですから、そこは慎重であるべきと考えながらも、意識調査だからだめという議論はしておりません。

ここにも例を挙げさせていただきました。あくまでここは参考の資料で事例を掲げさせていただきましたけれども、出生動向にしても住生活総合調査、これは承認統計調査ですが、たまたまこの間、法人土地・建物基本調査で話題になったかと思っておりますけれども、ここについても見てのとおり意向、意欲、そういうことを聞くものについては、統計分析のため、あるいは経済分析のために必要だということで、しかもそれが良心や思想、信条についての強制、制約にわたらないものであるということであれば、そして、回答者にとって回答上の極端な負担を与えるようなものでないという工夫がなされているのであれば、承認はさせていただいております。

ということで、意識調査だからという言い方は余りしていないのかなと思います。ただ、実際問題相手の省と議論する際に、これは余りに意識にわたっているのではないかという議論は実は、させていただいておりますけれども、実態問題それぞれ立場があって評価が分かれるところなので、かなり議論になるところもあります。意識調査だからというきれいな切り方ができていないということで御報告させていただきます。

○樋口部会長 そうすると、そのときに何か基準を、暗黙のうちと言おうか脳裏に考えながらと言おうかを持って、これはいい、悪いという判断をなさっていると考えていいのですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 基準がきれいにできれば、この問題は悩ましくないのです。むしろ、どちらかというところと典型をつかまえて、その典型との範囲かなという気がいたします。

例えば、今の就労意欲を労働関係の統計で調べることについては、本人御自身が、みずから現状に即して予測している状態を問うているのかもしれませんが。その範囲でおさまる。それに対して、例えば、現政権についてあなたはポジティブな立場ですかということから調査するのが果たして統計調査なのか。先ほどオピニオン・サーベイと津谷委員おっしゃいましたけれども、そういうまさに主観的、仮想的、仮説的、ある条件下においてこの政策に賛成ですかというようなものを一般統計調査として、それを主体としたものをやるのいいのかどうかということについては議論させていただいて、かなりネガティブな判断をさせていただいた傾向がございます。

○樋口部会長 ということは、意識調査の中でも、1項目の中でも認めているものと認めていないものが存在するわけで、今のお話だとどう整理したらいいかということですかね。だから、理想の子供の数などは、現状を考えて答えているのかなかなかわからないところがありますけれども、ただ、この情報はいろいろな施策を考える上で重要な情報になると思うのです。そこをということなのでしょうかね。考慮して、これはいいよというふうになっていると。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 余り個別の話について、つい最近あったものですからお答えするのがどうかと思いますので、一般的に申し上げれば、そういう場合にどうしても必要だということが説明される限りにおいては、質問項目、質問の問いの立て方の工夫、あるいは質問が出てくる順番等に気をつけて、できるだけその問題のないような形、認識されないような形に配慮するようお願いすることはございます。

○樋口部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 基幹統計はもちろんのこと、政府統計は事実の報告や実際の行動についての質問が中心となります。その場合、人間の行動の中でも恣意的な行動と申しますか、選択行動に関係するような意識についての情報は必要ではないでしょうか。就業もそうですし、結婚もある意味、生物学的な制約はありますが、子供を産んで育てることも恣意的な行動ですので、その行動を適切に測定して分析をするために必要であるという意識に係る事項は、私は積極的に情報を収集するべきであろうと思います。

もう一つは、先ほど椿委員もおっしゃいました測定の仕方についてです。これが国際的にもいろいろな調査で使われ、スケールとしての信頼性や統計的な妥当性がある程度認められて、研究者の間でコンセンサスがあることが重要だと思います。これはある程度学術的なことですが、先ほどのK6もそうですが、老人のメンタルヘルスのスケールなどもそう

ですので、そういう観点からこれは考えていくべきではないかと思えます。

○樋口部会長 きょうの第2ワーキングで幸福度指数についてこの後、議論をすると聞いておりますので、そこでの議論も含めてまたここは考えていきたいと思えますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

本来、きょう「グローバル化の進展に対応した統計の整備」についても御議論いただく予定ではございましたが、大分時間が過ぎてしまっておりますので、この後、今、申し上げましたように第2ワーキングも開催されることになっておりますので、この「グローバル化の進展に対応した統計の整備」は次回に持ち越したいと思えます。統括官室、それでよろしいですか。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 はい。

○樋口部会長 それでは、本日の部会は終了したいと思います。何かありますか。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきまして御案内いたします。議事も若干変わってまいりましたので詳細は別途お知らせいたしますけれども、時間は6月27日、来週の木曜日、13時から4号館、このビルの12階の会議室で開催いたします。

以上です。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。